



(令和 5 年 1 1 月 1 6 日)

令和 5 年

美濃加茂市議会第 4 回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

目 次

- 1 令和 5 年美濃加茂市議会第 4 回定例会会期及び議事日程(案) 1
- 2 令和 5 年美濃加茂市議会第 4 回定例会提出予定議案 2
- 3 条例案の概要 4

美濃加茂市政記者クラブ 各位

令和5年美濃加茂市議会第4回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 11月29日(水)から12月19日(火)までの21日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	11	29	水	午前9時	本会議	提案説明
2		30	木		休会	議案精読
3	12	1	金			
4		2	土			
5		3	日			
6		4	月			
7		5	火			
8		6	水			
9		7	木	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
10		8	金	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
11		9	土		休会	
12		10	日			
13		11	月			
14		12	火	午前9時	本会議	質疑・委員会付託
				本会議終了後	委員会	予算決算常任委員会
15		13	水	午前9時	委員会	文教民生常任委員会
16		14	木	午前9時	委員会	企画建設常任委員会
17		15	金		休会	委員会審査結果まとめ
18		16	土			
19		17	日			
20		18	月			
21		19	火	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

本日の議会運営委員会で定例会の会期が上記のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和5年11月1日

連絡先 美濃加茂市議会事務局 Tel25-2111(内線281)

令和5年美濃加茂市議会第4回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議 案 名	主 管 課	提 出 理 由 の 概 要
承第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第2号))	高齢福祉課	別 紙
議第69号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	上下水道課	地方自治法の改正に伴い、引用条項の整備を行うもの
議第70号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	円滑な市政運営が継続できる組織作りのために部の統合及び部の事務分掌を一部移管するもの
議第71号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	行政不服審査会の委員の任期等の変更及び学校尿検査判定委員会を追加するもの
議第72号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	市民課	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明書の交付申請方法の拡充を行うもの
議第73号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第74号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第75号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法一部改正に伴い職員手当の名称の改正を行うもの また、人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を引き上げるもの
議第76号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第77号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	民間の特別給(ボーナス)の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第78号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	市民課	コンビニ交付サービスにより取得する証明書の交付手数料を期間を定めず減額する改

			正を行うもの
議第79号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	こども未来課	子育て支援の充実と保護者の利便性向上を図るため、放課後児童クラブが保育所等に準じた運用となるよう所要の改正を行うもの
議第80号	美濃加茂市国民健康条例の一部を改正する条例について	国保年金課	国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間における保険料を免除するための所要の改正を行うもの
議第81号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	上下水道課	水道法の一部改正により水道事業の一部の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため所要の改正を行うもの
議第82号	美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	上下水道課	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法一部改正に伴い職員手当の名称の改正を行うもの
議第83号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）	財 政 課	別 紙
議第84号	令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）	国保年金課	別 紙
議第85号	令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第3号）	高齢福祉課	別 紙
議第86号	令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい自立支援認定審査会会計補正予算（第1号）	高齢福祉課	別 紙
議第87号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第3号）	上下水道課	別 紙
議第88号	指定管理者の指定について（太田宿中山道会館）	商工観光課	太田宿中山道会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの
議第89号	市道路線の認定について	土 木 課	市道新池712号線の認定
議第90号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	キャリアサポート課	鹿野久美子氏の任期満了に伴う後任委員の任命同意

〔議第 69 号〕

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
条例改正に影響する条	第 243 条の 2 の 2

○ 条例改正趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市監査委員条例の一部改正

○ 新規の条追加に伴う条ずれの解消（第 3 条関係）

新たな条文が追加されたことにより発生した条ずれを解消するために「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改めます。

第 2 条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

○ 新規の条追加に伴う条ずれの解消（第 6 条関係）

新たな条文が追加されたことにより発生した条ずれを解消するために「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 70 号〕

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

今年度から機構改革の方針として、一つ一つの係及び課を大きくすることにより、ジョブローテーションや主担当、副担当の設定といったことができる体制をつくり、円滑な市政運営が継続できる組織作りを進めています。これに伴い、係及び課を大きくするため、8つある部を7つにするものです。

◎ 改正の主な内容

- 都市政策部を建設水道部に統合（第 1 条及び第 2 条関係）
都市政策部の分掌事務を建設水道部に移管します。
- 事務分掌の移管（第 2 条関係）
「戸籍及び住民基本台帳に関すること。」を総務部から市民福祉部に移管します。

◎ 施行期日（附則）

- 施行期日（第 1 項）
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- 美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（第 2 項）
「都市政策部」を「建設水道部」に変更します。

◎ 改正の概要

現在、委員の任期を 2 年とした常設の附属機関となっている美濃加茂市行政不服審査会について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 1 条第 2 項の規定に基づき、当市の不服申立ての状況等を鑑みて、不服申立てに係る事件ごとに設置するよう改正を行うものです。

また、学校で実施する検尿において医師から意見を聞く場を設けることで、より精度の高い検査を実施し、児童生徒の腎疾患の早期発見につなげるため、美濃加茂市学校検尿判定委員会を設置するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正

○ 別表（第 1 条―第 4 条関係） 1 市長の附属機関の改正

美濃加茂市行政不服審査会の設置根拠及び委員の任期の改正を行います。

第 2 条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正

○ 別表（第 1 条―第 4 条関係） 2 教育委員会の附属機関の改正

教育委員会の附属機関として、美濃加茂市学校検尿判定委員会を新たに加えます。

所掌事項	学校で実施する検尿の結果判定に関すること。
委員の構成	加茂医師会所属の医師
委員の定数	3 人以内
委員の任期	3 年

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、第 2 条及び次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 2 項）

別表に「美濃加茂市学校検尿判定委員会委員」を加えます。

※日額 1 6, 0 0 0 円（職務の時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 8, 0 0 0 円、2 時間未満の場合は 4, 0 0 0 円）。ただし、仮判定を

行った委員については、1 件当たり 5 0 0 円を加算します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 5 月 1 1 日
改正された法令	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）
条例改正に影響する条	第 3 条、第 1 6 条の 2、第 2 2 条及び第 3 5 条の 2

○ 条例改正趣旨

利用者証明用電子証明書を移動端末設備（スマートフォン）に記録することが可能となったことに伴い、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機（マルチコピー機）における印鑑登録証明書の交付申請方法を拡充するものです。

◎ 改正の主な内容

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請方法の改正（第 1 0 条の 2 関係）

個人番号カードに加え、利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用して多機能端末機から印鑑登録証明書の交付申請ができるように改正を行います。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

〔議第 73 号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 5 年 8 月 7 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0.10 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第 7 条関係（別表））

民間給与との較差を解消するため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 5 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0.10 月分引き上げ、3.40 月とし、引上げ分については、12 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0.10 月分引き上げ、3.40 月とし、引上げ分である 0.10 月分を 6 月と 12 月に 0.05 月ずつ振り分け、それぞれ 1.70 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R5.4.1時点)	改正後 (R5.12.1時点)	改正後 (R6.4.1時点)	引上げ分
6 月支給割合	1.65 月	1.65 月	1.70 月	
12 月支給割合	1.65 月	1.75 月	1.70 月	
合 計	3.30 月	3.40 月	3.40 月	0.10 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 6

年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和5年4月1日から適用します。

○ **給与の内払（第3項）**

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 7 4 号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 5 年 8 月 7 日に行われた人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 5 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 5 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 5 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 2 5 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R5. 4. 1時点)	改正後 (R5. 12. 1時点)	改正後 (R6. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 0 月	2. 2 0 月	2. 2 5 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 0 月	2. 3 0 月	2. 2 5 月	
合 計	4. 4 0 月	4. 5 0 月	4. 5 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 6

年４月１日から施行します。

第１条の規定による改正後の規定は令和５年１２月１日から適用します。

○ 期末手当の内払（第３項）

第１条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 9 月 1 日
改正された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
条例改正に影響する条	第 26 条の 8、第 44 条

○ 条例改正趣旨

地方公共団体の事務の代行等の対象が「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へ拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができる手当の名称が変更されたため、所要の改正を行うものです。

また、令和 5 年 8 月 7 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を 0.10 月分（再任用職員については 0.05 月分）引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 手当の種類及び災害派遣手当等に関する規定の改正（第 2 条、第 21 条の 2 及び第 22 条関係）

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改めます。

○ 給料表の水準の改定（第 3 条関係（別表第 1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については 11,000 円、高卒者に係る初任給については 12,000 円引き上げます。若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げます。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても改定します。

○ 期末手当の引上げ（第20条関係）

令和5年度の一般職の期末手当の支給月数を令和4年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、12月の期末手当に加算します。

令和5年度の定年前提任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和4年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、12月の期末手当に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和5年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和4年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、12月の期末勤勉手当に加算します。

令和5年度の定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和4年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、12月の勤勉手当に加算します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第20条関係）

令和6年度の一般職の期末手当の支給月数を令和4年度と比較して年間で0.05月分引き上げます。引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、期末手当をそれぞれ1.225月とします。

令和6年度の定年前提任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和4年度と比較して年間で0.025月分引き上げます。引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、期末手当をそれぞれ0.6875月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和6年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和4年度と比較して年間で0.05月分引き上げます。引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、勤勉手当をそれぞれ1.025月とします。

令和6年度の定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和4年度と比較して年間で0.025月分引き上げます。引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、勤勉手当をそれぞれ0.4875月とします。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職）

区 分	現行 (R5. 4. 1時点)		改正後 (R5. 12. 1時点)		改正後 (R6. 4. 1時点)		引上げ分
6月 支給割合	期 末	1. 20月	期 末	1. 20月	期 末	1. 225月	

	勤 勉	1. 0 0 月	勤 勉	1. 0 0 月	勤 勉	1. 0 2 5 月	
1 2 月	期 末	1. 2 0 月	期 末	1. 2 5 月	期 末	1. 2 2 5 月	
支給割合	勤 勉	1. 0 0 月	勤 勉	1. 0 5 月	勤 勉	1. 0 2 5 月	
合 計		4. 4 0 月		4. 5 0 月		4. 5 0 月	0. 1 0 月

【参考】期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職（定年前再任用短時間勤務職員））

区 分	現行 (R5. 4. 1時点)		改正後 (R5. 12. 1時点)		改正後 (R6. 4. 1時点)		引上げ分
6 月	期 末	0. 6 7 5 月	期 末	0. 6 7 5 月	期 末	0. 6 8 7 5 月	
支給割合	勤 勉	0. 4 7 5 月	勤 勉	0. 4 7 5 月	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	
1 2 月	期 末	0. 6 7 5 月	期 末	0. 7 0 月	期 末	0. 6 8 7 5 月	
支給割合	勤 勉	0. 4 7 5 月	勤 勉	0. 5 0 月	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	
合 計		2. 3 0 月		2. 3 5 0 月		2. 3 5 0 月	0. 0 5 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 76 号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 5 年 8 月 7 日に行われた人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 5 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 5 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 5 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 2 5 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R5. 4. 1 時点)	改正後 (R5. 12. 1 時点)	改正後 (R6. 4. 1 時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 0 月	2. 2 0 月	2. 2 5 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 0 月	2. 3 0 月	2. 2 5 月	
合 計	4. 4 0 月	4. 5 0 月	4. 5 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の規定による改正後の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用しま

す。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第 77 号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0.025 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 8 条関係）

令和 5 年度の期末手当の支給月数を令和 4 年度と比較して年間で 0.025 月分引き上げ、1.375 月とし、引上げ分については、12 月の支給月数に加算します。

【参考】 期末手当の見直し

区 分	現行 (R5. 4. 1時点)	改正後 (R5. 12. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	0.675 月	0.675 月	
12 月 支給割合	0.675 月	0.700 月	
合 計	1.35 月	1.375 月	0.025 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和 5 年 12 月 1 日から適用します。

○ 期末手当の内払（第 2 項）

改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

◎ 改正の概要

住民票の写し等の証明書については、利用者証明用電子証明書が搭載された個人番号カード又は移動端末設備（スマートフォン）を使用し、コンビニエンスストア等で設置されている多機能端末機（マルチコピー機）により、交付申請をすることができます（以下「コンビニ交付サービス」という。）。

現在、このコンビニ交付サービスにより取得する証明書の交付手数料は、美濃加茂市手数料条例により、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に限り、1 通 300 円を 1 通 200 円（戸籍記録事項証明書を除く。）とし、さらに、美濃加茂市手数料の特例に関する条例により、令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に限り、1 通 10 円としています。

これを令和 6 年 4 月 1 日以降は、期間を定めず 1 通 200 円とするものです。対象となる交付手数料は、次のとおりです。

- ・住民票写し等交付手数料
- ・戸籍附票写し交付手数料
- ・租税公課証明書交付手数料
- ・印鑑登録証明書交付手数料
- ・戸籍記録事項証明書交付手数料

◎ 改正の主な内容

○ 附則の改正（第 3 項）

附則第 3 項に定める期間を削ります。また、同項に掲げる表の左欄に戸籍記録事項証明書交付手数料を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 79 号〕

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）について、保育所等に準じた運用とすることで、子育て支援の充実と保護者の利便性向上を図るものです。

◎ 改正の主な内容

○ 利用要件の変更（第 6 条関係）

産前又は出産後に利用できる期間について、産前 6 週間以内又は出産後 8 週間以内となっているものを、産前 6 週間に該当する日が属する月の初日又は出産後 8 週間に該当する日の翌日が属する月の月末とするものです。

○ 3 か月滞納による利用の制限の明確化（第 8 条関係）

当該児童につき累計 3 か月放課後児童クラブ保育料（以下「保育料」という。）を滞納したときは、利用を制限する旨を明確化するものです。

○ 保育料の日割計算の導入（第 11 条関係）

月の途中から利用の開始となった場合、又は月の途中で利用の終了をした場合に保育料の日割計算を導入するものです。

日割計算の詳細については規則で定めます。

○ 保育料の減免対象の拡大（第 12 条関係）

放課後児童クラブの保育料について、保育所等の保育料の減免に準じた規定とするものです。

◇参考◇ 規則で定める減免対象

- ・生活保護世帯 免除
- ・準要保護世帯 1 / 2 減額
- ・住民税非課税世帯 1 / 2 減額
- ・上記に掲げる世帯のほか、市長が認めた世帯

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項）

改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の規定は、令和6年度以降の事業について適用し、令和5年度分までの事業については、なお従前の例によるものとします。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号） ○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 2 4 3 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 1 月 1 日
改正された法令	○国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。） ○国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「令」という。） ○国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号。以下「規則」という。）
条例改正に影響する条	法第 7 2 条の 3 の 3、令第 2 9 条の 7 及び規則第 3 2 条の 1 0 の 2

○ 条例改正趣旨

出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険料を免除し、その免除相当額を国、都道府県及び市町村で負担することとなるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 所得割及び被保険者均等割額の減額（第 3 2 条の 4 及び第 3 7 条の 3 関係）

次の期間について所得割及び被保険者均等割額の減額をします。

- ・ 単胎妊娠の場合：出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの 4 箇月間
- ・ 多胎妊娠の場合：出産予定月の 3 月前から出産予定月の翌々月までの 6 箇月間

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第１項）**

この条例は、令和６年１月１日から施行します。

○ **経過措置（第２項）**

この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例第３２条の４の規定は、令和５年度分の国民健康保険の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分の保険料のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとします。

〔議第 8 1 号〕

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）
条例改正に影響する条	第 1 6 条の 2

○ 条例改正趣旨

水道法が改正されたことにより、水道整備・管理行政に係る事務の一部の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 厚生労働大臣から国土交通大臣への事務権限移管への対応（第 1 0 条及び第 3 6 条関係）

「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 8 2 号〕

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 4 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 9 月 1 日
改正された法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）
条例改正に影響する条	第 2 6 条の 8、第 4 4 条

○ 条例改正趣旨

地方公共団体の事務の代行等の対象が「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へ拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができる手当の名称が変更されたため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 手当の種類及び災害派遣手当等に関する規定の改正（第 2 条及び第 1 3 条の 2 関係）

「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。